
平成28年 第4回 築上町議会定例会会議録 (第5日)

平成28年12月15日 (木曜日)

議事日程 (第5号)

平成28年12月15日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第93号 平成28年度築上町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第2 議案第94号 平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第3 議案第95号 平成28年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第4 議案第96号 平成28年度築上町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第5 議案第97号 平成28年度築上町下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第6 議案第98号 築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第99号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第100号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第101号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第102号 築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第103号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第104号 町道路線の認定について
- 日程第13 議案第105号 町道路線の廃止について
- 日程第14 請願第1号 所得税法第56条の廃止をもとめる請願
- 日程第15 陳情第1号 2017年度教育条件整備陳情書
(追加分)
- 日程第16 議案第110号 工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第111号 工事請負契約の締結について
- 日程第18 発議第3号 築上町議会基本条例の制定について
- 日程第19 発議第4号 築上町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20 意見書案第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）について

日程第21 常任委員会の閉会中の継続審査について

追加日程第1 意見書案第2号 所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）について

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第93号 平成28年度築上町一般会計補正予算（第7号）について

日程第2 議案第94号 平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

日程第3 議案第95号 平成28年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第4 議案第96号 平成28年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第5 議案第97号 平成28年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第6 議案第98号 築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第99号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第100号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第101号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第102号 築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第103号 公の施設に係る指定管理者の指定について

日程第12 議案第104号 町道路線の認定について

日程第13 議案第105号 町道路線の廃止について

日程第14 請願第1号 所得税法第56条の廃止をもとめる請願

日程第15 陳情第1号 2017年度教育条件整備陳情書
（追加分）

日程第16 議案第110号 工事請負契約の締結について

日程第17 議案第111号 工事請負契約の締結について

日程第18 発議第3号 築上町議会基本条例の制定について

日程第19 発議第4号 築上町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20 意見書案第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)について

日程第21 常任委員会の閉会中の継続審査について

追加日程第1 意見書案第2号 所得税法第56条の廃止を求める意見書(案)について

出席議員(14名)

1番 小林 和政君	2番 宗 晶子君
3番 宮下 久雄君	4番 有永 義正君
5番 信田 博見君	6番 鞆野 希昭君
7番 池亀 豊君	8番 工藤 久司君
9番 丸山 年弘君	10番 田原 宗憲君
11番 吉元 成一君	12番 塩田 文男君
13番 武道 修司君	14番 田村 兼光君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君 係長 脇山千賀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	亀田 俊隆君		
会計管理者兼会計課長		神崎 博子君	
総務課長	八野 繁博君	財政課長	元島 信一君
企画振興課長	江本 俊一君	人権課長	武道 博君
税務課長	江本昭二郎君	住民課長	加藤 秀隆君
福祉課長	椎野 満博君	産業課長兼農委局長	今富 義昭君
建設課長	平尾 達弥君	都市政策課長	竹本 信力君
上水道課長	加來 泰君	下水道課長	吉留梯一郎君
総合管理課長	永野 賀子君	環境課長	長部 仁志君

商工課長 …………… 野正 修司君 学校教育課長 …………… 繁永 和博君
生涯学習課長 …………… 柿本直保美君 監査事務局長 …………… 石井 紫君

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第93号

○議長（田村 兼光君） 日程第1、議案第93号平成28年度築上町一般会計補正予算（第7号）について議題とします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、武道議員。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第93号平成28年度築上町一般会計補正予算（第7号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、ごみ処理場事業費、人事院勧告に伴う人件費の増額補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、総務産業常任委員会副委員長、田原議員。

○総務産業建設常任副委員長（田原 宗憲君） 議案第93号平成28年度築上町一般会計補正予算（第7号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、臨時福祉給付金給付事業費、農地集積・集約化対策事業費、荒廃森林再生事業費、人事院勧告に伴う人件費の増額補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。宗議員。

○議員（2番 宗 晶子君） 議案第93号について、反対の立場で討論します。

NPO法人築上町観光協会への補助金50万円の補正予算に対して、起案書及び観光協会からの要望書を資料請求したところ、その両者とも存在しないことが明らかになりました。要望書、起案書という根拠となる大切な書類が存在しないことは、独立した法人格を持つ観光協会と町との関係性が不明確であると不安を覚えます。

同様に、今回の議会を通してさまざまな資料請求を行ったところ、さまざまな予算拠出の根拠

となる書類が、記録が残されていないことも明らかになりました。税金の使途決定過程の重要な記録を記憶していない、もしくは開示できないという執行部の姿勢に大きな不信感を持ちます。

以上、議案第93号の反対討論とします。

○議長（田村 兼光君） それでは、次に、賛成意見のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） それでは、これで討論を終わります。

これから議案第93号について採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第93号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） 起立多数です。よって、議案第93号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第94号

○議長（田村 兼光君） 日程第2、議案第94号平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第94号平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、本案について慎重に審査した結果、人事院勧告に伴う人件費の増額及び高額医療費共同事業費拠出金の増額並びに保険給付費の減額補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告は終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第94号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長報告は可決です。議案第94号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号は委員長報告のとおり可決

されました。

日程第3. 議案第95号

○議長（田村 兼光君） 日程第3、議案第95号平成28年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道議員。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第95号平成28年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、本案について慎重に審査した結果、人事院勧告に伴う人件費の増額補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第95号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第95号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第96号

日程第5. 議案第97号

日程第6. 議案第98号

日程第7. 議案第99号

日程第8. 議案第100号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第4、議案第96号平成28年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）についてから、日程第8、議案第100号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業建設常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号から議案第100号まで、一括して委員長の報告を行うことに決定しました。

それでは、議案第96号から議案第100号まで委員長の報告を求めます。総務産業建設常任委員長、吉元議員。吉元議員。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第96号平成28年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）について、本案について慎重に審査した結果、修繕費及び設備改良費、人事院勧告に伴う人件費の増額補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

続いて、議案第97号平成28年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）について、本案についても慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

次に、議案第98号築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、人事院勧告制度を尊重し、適切な改定を行うため条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

次に、議案第99号築上町税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、所得税法等の一部改正に伴い、町県民税の算定時に特例適用利子等の額にかかわる所得を分離課税するため条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第100号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案につきましても慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

以上です。

○議長（田村 兼光君） これで委員長の報告は終わりました。

それでは、日程第4、議案第96号平成28年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第96号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対

する委員長の報告は可決です。議案第96号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第97号平成28年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第97号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第97号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第98号築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第98号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第98号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号は委員長報告のとおり可決

されました。

日程第7、議案第99号築上町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第99号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第99号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第100号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第100号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第100号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第100号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第101号

日程第10. 議案第102号

日程第11. 議案第103号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第9、議案第101号築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第11、議案第103号公の施設に係る指定管理者の指定については、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号から議案第103号まで、一括して委員長の報告を行うことに決定しました。

それでは、議案第101号から議案第103号まで委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、武道議員。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第101号築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、福岡県の子ども医療費支給制度の改正に伴い、同制度の対象となる重度障害者の子供と利用者との間に不均衡が生じないようにするため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第102号築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、福岡県の子ども医療費支給制度の改正に伴い、同制度の対象となる重度障害者児童が築上町子ども医療費支給制度を利用できるようにするため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第103号公の施設に係る指定管理者の指定について、本案について慎重に審査した結果、旧竹内邸の管理を文殊会に指定管理するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告は終わりました。

それでは、日程第9、議案第101号築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第101号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に

対する委員長の報告は可決です。議案第101号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第102号築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第102号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第102号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第103号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第103号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第103号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第103号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12. 議案第104号

日程第13. 議案第105号

日程第14. 請願第1号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第12、議案第104号町道路線の認定についてから、日程第14、請願第1号所得税法第56条の廃止をもとめる請願までは、総務産業建設常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第104号から請願第1号まで、一括して委員長の報告を行うことに決定しました。

それでは、議案第104号から請願第1号まで委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第104号、本案について慎重に審査した結果、日奈古グラウンドの企業立地に伴う路線を町道に認定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

議案第105号町道路線の廃止について、本案について慎重に審査した結果、道路沿線の土地及び利用状況を調査し、廃止することを妥当と認め、町道を廃止するものであります。原案のとおり可決すべきものと決定しました。

請願第1号所得税法第56条の廃止をもとめる請願についてであります。本請願について委員会で慎重に審査した結果、賛成多数で採択すべきものであるということを決意いたしました。以上です。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告は終わりました。

それでは、日程第12、議案第104号町道路線の認定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第104号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第104号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第104号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第105号町道路線の廃止についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第105号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第105号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第105号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、請願第1号所得税法第56条の廃止をもとめる請願を議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから請願第1号について採決を行います。本請願に対し反対意見はありません。本請願に対する委員長の報告は採択です。請願第1号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第15. 陳情第1号

○議長（田村 兼光君） 日程第15、陳情第1号2017年度教育条件整備陳情書を議題としま

す。

本陳情について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、武道議員。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 陳情第1号2017年度教育条件整備陳情書について、本陳情について慎重に審査した結果、町内の小中学校の教育条件の整備を求めるものであり、採択すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 日程第15、陳情1号、本陳情について——これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから陳情第1号について採決を行います。本陳情に対し反対意見はありません。本陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第1号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第16. 議案第110号

○議長（田村 兼光君） ここで追加議案です。

お諮りします。日程第16、議案第110号工事請負契約の締結についてから、日程第21、常任委員会の閉会中の継続審査についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第110号から常任委員会の閉会中の継続審査については、委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第16、議案第110号工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 議案第110号工事請負契約の締結について（防衛施設周辺民生安定施設整備事業）築上町立保育所新築工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。平成28年12月15日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第110号は工事請負契約の締結についてでございます。

この工事は、防衛施設周辺民生安定施設整備事業、築上町立保育所新築工事についての工事請負契約の締結でございます。

工事箇所は、越路の1326番地外ということでございます。工事概要は椎田保育所と葛城保育所を統合して新しい保育園ということでございますけれども、請負金額は6億7,716万円、これ消費税込でございますけれども、工事請負人が北九州市若松区浜町1丁目4番7号、若築建設株式会社北九州営業所、所長が瀬戸口常秋氏でございます。

3社による入札を行いまして、一応くじ引きとなりまして、この株式会社若築建設が落札をしたものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方。吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君） 3社については、手元に配付された資料のとおりになってますけれども、議案書ですかね、議案書のとおりになってますが、3社とも同額でこれ最低制限価格でくじ引きになっております。

我々議会議員にわかったのは、入札が終わった後、きょうが正式にわかった入札結果だと思えますけれども。この間から一般質問でも入札のあり方とかいろんなことで質問が出てましたが、入札の条件つき一般競争入札とありますが、地場業者の育成ということを常日ごろから言われています。これに対して入札に参加できる業者が何社いたかと、枠の中にですね。

それと、地場業者育成とあれば、いつも言うんですけど、町外に大手企業に発注した工事ほとんど地元の皆さんが現場で働いているという、施工してるという現状があります。そういったことを含めて、今非常に冷え込んだ建設業界の中で、仕事しないと生活ができないような実態があります。

それで、今回の入札について、どういった附帯事項というか条件を備えたのか、簡単に教えていただきたいと思えます。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 地場業者に対しましては、一応今回の条件つき一般競争入札につきましては、1,200点ということでございまして、町内業者に限っては900点を、評価点を持つてる900点については参入というか、これについて入札、参加ができるということでしております。

また、地場業者につきましては、落札業者につきましては、極力地場業者さんに仕事していただけるようなことについては、口頭で申し浴えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君） 地場業者については900点ということですかね。900点の点数を持つ業者が1社しかいないという状況なんです。その中で例えば最低制限価格でくじ引いて、3社で引いてます。町外業者が2社、公募に応じてますよね。

ちなみに800点を超すと3社町内にいるそうです。800点の点数では、この工事をする、施工する技術力がないのかあるのかと、そういったことが指名委員会等で入札参加させる900点の点数に切ったところの、何で900点なのかということをお伺いしたいんですけど。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 800点の業者さんもいますけども、地域性、技術力、実績等考えて、私が900点ということで決定いたしました。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君） そういうことで指名委員会で決定したということですから、我々では政倫の関係もあっていろいろ公共工事に絡むことにくちばしを入れられない状態になってますんで、これ以上突っ込んだ話をしませんが、今後またこういう仕事があれば、十分地場業者は町内業者も含めて、近隣の地場業者の施工能力は兼ね備えていると。

だから、今回じゃ見とってください、地場の業者を極力使ってくださいと言ってますけれども、これはどこの大手も名義人という方がおって、北九州や福岡のほうからとか飯塚、田川あたりから、現実一番おいしいところをとって帰る業者来るわけです。本当に強制力がないにしろ、やっぱり落札した業者が地元の業者でないわけですから、そういった指導とかお願いを十分に担当課のほうも担当者を通じて、やっぱりお願いしてもらわないと。

例えば椎田地区にできる保育所ですから、町内といっても、今築城と椎田で土建屋さんの組合もあります。本当に特別な許可を持ってなくてもできるような仕事については、椎田地区と築城地区と別に指名組みをしますよね。

こういう現状がありますんで、やっぱり椎田に出た仕事は椎田の人が、地元の人が一番使い勝手がいいというんですかね、使っていただけるような努力をして、保育所に関してはやっぱり椎田だという業者を中心にやっぱり。見積もり合わせで値段が合わなければ仕方がないんですが、それ以外については極力、もう元請がとれないんですから、下に入れるような状況をつくっていただく努力をしていただきたいと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） そういうことは常々業者さんのほうにはお願いしております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） それでは、質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第110号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第110号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第111号

○議長（田村 兼光君） 日程第17、議案第111号工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 議案第111号工事請負契約の締結について「防衛施設周辺防音事業」築上町立築城中学校校舎建築工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。平成28年12月15日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） この議案第111号も工事請負契約の締結でございます。これは築上町立築城中学校の校舎建築工事でございますが、防衛省の防音事業で行うものでございます。工事箇所は現在の中学校の敷地内の、番地は築城の388番地と。工期等は平成30年の3月23日までということで、一応2カ年事業となっております。

一般競争入札でして5社の応募がございまして、溝江建設株式会社が9億7,960万円で、これは消費税抜き、消費税入れますと10億5,796万8,000円で落札をいたしたところでございます。

なお、この入札に際しては、2社が辞退をしておるところでございます。

以上、よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。武道議員。

○議員（13番 武道 修司君） 1点確認をさしてくださいというか、お願いに近いとこなんです。中学校に先日仮校舎の、ちょっと厚生文教常任委員会で視察に行ってきました。その際、やはり横で工事をしたりとか、今の仮設住宅の状況を考えると、かなりうるさいとか響いたりとかいう状況はあります。

今回この入札において業者が決まりましたんで、町のほうからなるべく子供たちに影響のない最小限の中で工事をお願いしたいということと、安全管理に十分注意をするように話をさせていただきたいんですが、その点について町執行部のほうから話ができますか。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 私も今解体の入札が終わって、その後、現場、仮設校舎の現場等見まして、やはり接近といいますか、かなり近い感じになっていますので、そこら辺は安全性については十分、議会終わって翌週ぐらいには、きちんと話はしたいと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにございせんか。吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君） お尋ねします。入札結果表の中に先ほども町長が言ってましたが、5社が公募に応じて2社が辞退しましたということになってますが、1社若築建設については、これは保育所を落札したから辞退したんでしょうと、こういうふうを感じるわけですが、条件というかそういうことだと思うんですけど。この戸倉というんですか、戸倉については何か辞退理由は何なんですかね。

○議長（田村 兼光君） 元島財政課長。

○財政課長（元島 信一君） 財政課の元島でございます。戸倉建設の辞退理由ですけれども、一度参加の申し込みをしたんですけども、最終的に金額等が合わないということで、辞退したいということで辞退届が出ました。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君） 例えば、そういう理由で4社が辞退した場合は、1社で入札するわけですか。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 過去にありましたけど、これ競争ということで、競い合うということですので、1社のみでしたら入札は執行いたしません。まだ2回目に1社の場合は執行しますけど、1回目の場合は執行いたしません。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君） 最初からそういった理由で競争入札に参加したいということで聞いてますが、じゃ、弁当の中はぐつたら、余りおかずがよくなかったから俺食べないよというような状態で、大変失礼なやり方だと思うんですね。よくそういう業者が最近大手にはおると、辞退理由は今みたいに値段が合わないということが1点。

これはあんまりないんですけれども、よく言われるのが結局現場の担当者がほかを仕事とったからできなくなったとかですね、そういったことよくあるんですよ。こういった条件つきの入札なんかするときには受け付ける段階で、そういったことなるべくね、入札を執行する前までに、辞退したらもうこういった誤差でありましたというんじゃないで、当日か前の日ぐらいに辞退してきたら、もう参加せんと困るというぐらいのやり方をやってもらわないと、もう手前みそで勝手のいい話ばかりやらないですか、こういう話聞いたら、ね。

値段が合わなければ一番高いとこで行きゃいいんですよ、失格前提なんです、でしょ。そりゃ安いとこが落札するわけですから。この結果はつきり出てますよね。これは最低制限価格でいってませんよ、そうでしょう。その中で、すぐ上と1,100万、1千一、二百万の違いでしょう、ね。

そういった談合というのがありますけど、これも談合の可能性ありますよ、これ。うちがこれだけで行くから、ね、あなたのとこ4,000万切っとなってくれとかね。こっちが5,000万切りますからとか、そういった話もよく耳にするんです。それは町長が首横に振りよるけどね、町長がそういったことに勉強が足らんと思いますが、でしょう。

例えば、僕はだからよく言うんですよ。下の価格を教えるなて、大手なんかには。そうでしょう。教えると、こういった結果が出るんです。ちゃんと見積もりつけるんやったら、支給だけ決めとったら、その範囲で、それより安くいったら失格ですから。だから、この範囲やったら十分いけるということですから入札したんでしょう。それが単価合わないから、自分とこの単価合わないから辞退しましたとかいうこと許せるんですかね、通常。その見解の相違が、私と執行部の見解の相違があると思うんですけれども。

一番上の金額で、書けば失格にはなりません。だからとる意思がないということでしょう、この値段合わないからということなんです。でも、これじゃ、見ると、何千万かずつ3社あけてやってますよね。やってるでしょ、ちゃんと。でもこれが正当な、まともな入札かと言ったら、談合の可能性ありますよ、これ、考え方によっては。

だからやっぱり自分とこ、手前勝手のいいような参加するようなことやったら、しないでくださいというね、やっぱり注意書きちゅうか、そういうのをやっぱり今後考えていくか。

例えば地元の業者の中で町長言われましたように圧力がかかるとか、政倫があるから、もう議

員さんからこうしてくれ、ああしてくれというようなことも言わない、単価教えてとか言わないような状態になってきたと、なかなか政倫はいいんだろうということにとらえ方にはなりませんけれども。政倫がなかったらしゃべるんですか、しゃべる職員が悪いんじゃないですか、単価を教える。そういったときはきちっとお断りするということでね、いかなきゃペナルティーをその業者に科せると、町内業者でもね。そういった形で取り組めばいいんじゃないですかね。

だから、この辞退した理由についてはね、やっぱり財政課のほうに指名願出すんでしょから、これ。そのときにちゃんとした理屈の立つものやないと、これ手前みそな話ですよ。こういったことは今後許されないようにしていただきたいと思います、検討してください。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 価格が合わないという面につきましては、今回の場合はやっぱり1年半ぐらい、設計から完成まで1年半ぐらいの時間的な期間がありまして、それについて業者さんは値上げ、値上がりといいますかね、部材の値上がりとか、そういうことを考えての単価が合わないということじゃないかなと思ってますし、思っております。

また、それについては、先ほど言いましたように、辞退するときについては、やはりきちんとどういう理由かということで、詳しく説明を聞き取りをしたいと思っておりますし、またこの次、条件つき競争入札において公募した場合に、その業者については、最初からはねのけるというわけにもいきませんし、そこは指名委員会等で検討はしたいと思います。

以上です。

○議員（11番 吉元 成一君） はい。（「4回目」と呼ぶ者あり）はい。（「4回」と呼ぶ者あり）それはいいやん、議長。あんたから言われることじゃない。

○議長（田村 兼光君） もう1回するけど、端的によ。短く。

○議員（11番 吉元 成一君） はい。指名委員長ですかね、副町長。誤解しないでください、はねのけてくれとか言ってるんじゃないですよ、ね。

それと単価の件、言わなかった僕、4回目の質問するつもりなかったんですけど。1年半あったから値段も上がったでしょう、だから合わないんだ。じゃ、戸倉さんだけ合わないんですか、みんな条件同じなんですよ。それはもう理由にはならないと思います。そういうことです。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第111号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第111号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

日程第18. 発議第3号

○議長（田村 兼光君） 日程第18、発議第3号築上町議会基本条例の制定についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。木部議会事務局長。

○事務局長（木部 英明君） 発議第3号築上町議会基本条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び築上町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。平成28年12月15日、提出者、築上町議会議員宮下久雄、賛成者、築上町議会議員宗晶子、賛成者、築上町議会議員有永義正、賛成者、築上町議会議員工藤久司、賛成者、築上町議会議員田原宗憲、賛成者、築上町議会議員塩田文男、築上町議会議長田村兼光様。

○議長（田村 兼光君） 宮下久雄議員。

○議員（3番 宮下 久雄君） 提案理由を述べます。

多様化する町民ニーズを的確に把握して、政策立案能力の向上を初め、より一層の自己研磨と資質の向上に努め、執行期間である町長の監視機能の強化と持続的な緊張関係の保持、公正・透明・信頼性を確保して、町民との信頼関係を深め、町民に開かれた魅力ある議会を目指して活動を行うため、築上町議会基本条例を制定するものであります。よろしく御審議、御採択をお願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから発議第3号について採決を行います。本発議に対し反対意見はありません。発議第3号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第19. 発議第4号

○議長（田村 兼光君） 日程第19、発議第4号築上町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。木部議会事務局長。

○事務局長（木部 英明君） 発議第4号築上町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び築上町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。平成28年12月15日、提出者、築上町議会議員宮下久雄、賛成者、築上町議会議員宗晶子、賛成者、築上町議会議員有永義正、賛成者、築上町議会議員工藤久司、賛成者、築上町議会議員田原宗憲、賛成者、築上町議会議員塩田文男、築上町議会議長田村兼光様。

○議長（田村 兼光君） 宮下久雄議員。

○議員（3番 宮下 久雄君） 提案理由を述べます。

築上町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための築上町総合計画に係る基本構想を議会の議決すべき事件に追加し、議会と町長等がともに町民に対して責任を負いながら、透明性の高い町政の運営に資するため、築上町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正するものであります。よろしく御審議、御採択をお願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから発議第4号について採決を行います。本発議に対し反対意見はありません。発議第4号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第20. 意見書案第1号

○議長（田村 兼光君） 日程第20、意見書案第1号地方議会委員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。木部議会事務局長。

○事務局長（木部 英明君） 意見書（案）第1号地方議会委員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）について、上記の意見書（案）を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。平成28年12月15日、提出者、築上町議会議員工藤久司、賛成者、築上町議会議員吉元成一、賛成者、築上町議会議員武道修司、築上町議会議長田村兼光様。

○議長（田村 兼光君） 工藤久司議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 提案理由の説明をいたします。

住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えます。

国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう求めるものでございます。

以上、御採択よろしく申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから意見書（案）第1号について採決を行います。本意見書（案）に対し反対意見はありません。意見書（案）第1号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、意見書（案）第1号は原案のとおり可決されました。

日程第21. 常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（田村 兼光君） 日程第21、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

それぞれの常任委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。したがって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

追加日程第1. 意見書案第2号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。先ほどの請願第1号所得税法第56条の廃止をもとめる請願が採択されたことに伴い、池亀豊議員から意見書案第2号所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）が提出されました。

会議規則第22条の規定により、意見書案第2号を日程に追加し、追加日程第1として、意見書案第2号を議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しましたので、ここで発議等を配付します。

〔発議書配付〕

○議長（田村 兼光君） お諮りします。追加日程第1、意見書案第2号所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）についてを、会議規則第39条の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第2号については、委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

追加日程第1、意見書案第2号所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）について議題とします。

事務局の朗読に続き、提案理由の説明を求めます。木部議会事務局長。

○事務局長（木部 英明君） 意見書案第2号所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）について、上記の意見書（案）を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。平成28年12月15日、提出者、築上町議会議員池亀豊、賛成者、築上町議会議員塩田文男、賛成者、築上町議会議員鞘野希昭、賛成者、築上町議会議員小林和政、築上町議会議長田村兼光様。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 提案理由を述べさせていただきます。

所得税法第56条は、業者婦人など家族業者の働き分を必要経費として認めず、社会的にも経済的にも自立できない状況を生んでいます。

国連女性差別撤廃委員会は、総括所見で日本の所得税法について、自営業者や農業従事者の配偶者や家族の所得を必要経費と認めておらず、女性の経済的独立を事実上妨げていることを懸念、家族経営における女性の労働を認めるよう、所得税法の見直しの検討をすることを求めると日本政府に勧告しています。

税法上は青色申告にすれば給与を経費にすることができますが、これはあくまでも特例であり、国連の言う家族経営における女性の労働を基本的に認めたものではありません。業者婦人や家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条は、早急に廃止すべきです。

以上、提案理由といたします。御採択をよろしく願います。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから意見書（案）第2号について採決を行います。本意見書（案）に対し反対意見はありません。意見書（案）第2号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、意見書（案）第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。議会を閉じます。

ここで、町長から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

○町長（新川 久三君） 皆さん、1日から開会した第4回定例会15日間慎重審議をして、全議案採択をしていただきありがとうございました。第4回ということで、平成28年最後の定例会でございますけれども、第1回から全て議案は可決をしていただきまして大変ありがとうございました。

今から向寒の候ということで、きょうも非常にちょっと寒さが増してきおるようでございますけれども、正月にかけての寒さ、お体に十分気をつけていただきながら、いい正月を迎えていただきたいと思っております。本当にありがとうございました。

○議長（田村 兼光君） これで平成28年第4回築上町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時08分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員